

平成22年度 第3回（平成22年12月8日）図書館運営協議会 会議要旨

1. 出席者

運営協議会委員（7名）

雪嶋会長・宮内委員・八田委員・木寺委員・浅井委員・河村委員・戸川委員

図書館側委員（4名）

野田中央図書館長・柴資料係長・磯上利用者サービス係長・柳川こども図書館長
図書館事務局

松田副参事・鈴木副館長・東管理係主査・田辺管理係主査

2. 場所 中央図書館4階大会議室

3. 内容

(1) 開会

(2) 議題

報告事項

- ・これからの図書館のあり方について
（策定された「新中央図書館等基本計画」について、事務局より説明）
- ・鶴巻・西落合図書館の指定管理者の選定について

4. 議事内容

【会長】

本日の議題は報告事項2点です。最初に、これからの図書館のあり方について、「新中央図書館等基本計画」が策定されましたので、事務局から説明していただきます。もう1点が鶴巻・西落合図書館の指定管理者の選定についてです。

まず、「新中央図書館等基本計画」について、事務局から説明願います。

【事務局】

昨年から本運営協議会でも幾度となくご議論いただいてまいりましたが、先月策定した「新中央図書館等基本計画」についてご報告申し上げます。

前回の運営協議会が7月22日であり、ちょうど「新中央図書館等基本計画」素案を作成し、パブリック・コメント、並びに地域説明会を実施している最中でした。その後の経緯からまず簡単にご紹介します。

今日お配りしましたパブリック・コメント意見集約表に、日付が出ていますが、7月20日の牛込笹筒町地域センターの地域説明会を1回開催した時点で運営協議会を開催しました。その後2回ほど地域説明会を開催して、8月11日までパブリック・コメントを実施し、意見を募集しました。

9月2日に第8回基本計画策定委員会を開催し、本日お配りしたパブリック・コメントをまとめた資料をお渡しして、パブリック・コメント意見に対する区の考え方、教育委員会の考え方等についてもご意見をいただきました。

10月15日に第9回(最終回)基本計画策定委員会を開催し、会長から最終答申を区長および教育委員会に提出していただきました。

10月15日の答申を受けて、11月5日に教育委員会及び政策経営会議で意思決定し、計画として策定しました。

それではパブリック・コメントでいただいたご意見等から簡単にご紹介します。本日お配りしました集約表の表紙をご覧ください。7月15日から8月11日まで28日間にわたり、パブリック・コメントを実施し、最終的に40名の方からご意見をいただきました。内訳は下の通りです。ご意見の要旨別に分類すると、36種類、87件に亘る内容となっています。

次のページに、87件のご意見の要旨を記載しています。左側の欄がパブリック・コメントのご意見の要旨で、右側の欄にそのご意見に対する区および教育委員会の考え方を記載してあります。

計画のほうは4章立てになっていますので、章ごとに分類し、第1章、第2章…という順でまとめてあります。そのあと6ページから新中央図書館等の検討の進め方、あるいは地域図書館の配置等についてのご意見をまとめてあります。

なお、最後の10ページ、11ページについては、3回ほど開催した地域説明会でいただいたご意見で、パブリック・コメントのご意見以外のものを中心にまとめてあります。

それではいくつかご紹介します。

左側にご意見の番号を記載してあります。1番から9番までは施設の名称に関するご意見です。「(仮称)新宿メディアプラザ」という名前についてですが、「図書館」という名前を入れてほしいとか、カタカナであることに対するご批判等、「(仮称)新宿メディアプラザ」という名称について批判的なご意見です。これについては右側に、名称はあくまで「仮称」であることと、ご意見を踏まえて、名称は公募して決めていきたいという区・教育委員会の考え方を書いています。

その次の10番ですが、「図書館の枠を超えた」の表現は不適當だと思います。図書館には枠はなく、伝統を守りつつ、常に発展・発信し続ける暮らしと文化、『知』の拠点であると理解しております。」というご意見です。そういう新宿の知の拠点として、知識や情報を核とした機能を検討した結果、図書館法の図書館以外の機能、例えば公文書管理法に基づく公文書アーカイブ機能を取り入れることとしたと回答しました。

そうした意味で「図書館の枠を超えた」という表現を使ったものだという考え方を示しています。

次の11番については、だいぶ前からいただいていたご意見ですが、「素案」に関し、外来語が多すぎる、日本語で表現できる言葉は日本語にするべきではないかというものです。これは地域説明会でもいただいたご意見です。検討の最中に、「レフェラルサービス」といった表現については、「素案」の段階でやめて、少しわかりやすく工夫しました。それでも、

まだカタカナが多いというご指摘です。

これについては、わかりにくいと思われる外来語については脚注で説明するなど工夫して記載した旨、回答しています。

次に 13 番です。これは昨年実施した調査方法が、客観性に欠けているのではないかというご意見です。これについては郵送調査では無作為抽出で 3000 人を選んでいること、またヒアリング調査では、障害者団体の方は障害者団体連合会から、区内企業の方は東京商工会議所新宿支部から、古書店関係の方は西早稲田古書店組合から、町会関係の方は町会連合会からなど、それぞれ所属の団体や個人を推薦していただくというように客観的な形で選定させていただいて、インタビューしたという回答をしています。

2 ページの 14 番です。「公立図書館が住民の身近な存在になること、そして図書館利用を通じて地域が活性化されることを目標にすること、図書館は時代の要請に応じ地域を発展させる『知の拠点』になっていくことを求める国の『これからの図書館像』を目指すとしたことには大賛成です。これを握って離さないことを希望します。」というご意見をいただきました。

次に 15 番です。「新宿力」という表現がわかりにくいというご意見です。これも、策定委員会等でも言われたことですが、基本構想に掲げた「自治の力を象徴的に表した概念です。」というお答えをしています。

次に 18 番です。「利用者サービスの向上を図るとして導入された指定管理者に疑問を感じます。」というご意見をいただいています。これに対する回答としては、「指定管理者制度は、多様化する利用者ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を活用しつつ、図書館サービスの拡充・向上を図り、区民利用者の満足度の高い図書館運営を行うとともに、経費の縮減を図るために、21 年度から地域図書館に導入されたものです。」としています。

3 ページ目、19 番です。「図書館とは情報管理の基本であり、知の拠点であり、国家存続の根幹にかかる大事なものです。」というご意見をいただいています。「ご意見の趣旨は「地域の知の拠点」として盛り込まれています。」と回答しています。

22 番です。「新しくできる図書館は、明らかに本来の図書館の役割を超えているように思え、ただひたすら図書館が好きで、本が好きな人々を切り捨てていくような印象を受けます。」というご意見です。このようなご意見は地域説明会等でもいただきました。これに対しては、「資料の充実など、既存のサービスを大事にしつつ、新たなサービスを提供していきます。従って、図書資料の充実も図っていくものです。」と回答しています。

次に 4 ページの 26 番ですが、「マンガ資料やインターネットの資料の収集は、優先事項ではないと思います。貴重な良書をそろえる資源が限られている一方で、このようにあいまいな収集基準でメディア対象を拡大するには疑問を感じます。」というご意見です。これに対しては、「様々な情報媒体が生まれてくる中で、「(仮称)新宿メディアプラザ」を知の拠点としていくためには、新しい情報媒体にも対応していくことが不可欠と考えております。ただし、例えばマンガ資料に関しては全体的に収集するのではなく、新宿にゆかりの

ある作家の作品や、新宿を舞台にした作品といった、一定の基準の中で収集していきます。」と回答しています。

その次のご意見、27番です。「資源が限られている中で、図書館整備はすべての人が情報・資料にアクセスできる権利の保障という原則に立ち戻るべきではないでしょうか。その意味で、外国人や障害のある人、高齢者などに向けたサービスが重要だと考えます。」というご意見です。これに対しては、「多くの方のニーズに応え、どなたにとっても利用しやすい施設を目指します。」と回答しています。これ以降も、貴重なご意見がたくさんありますが、後ほどご覧いただければと思います。

次に「修正箇所一覧表」をご覧ください。これらパブリック・コメント等でいただいたご意見を踏まえて、計画を策定する段階で素案を修正した箇所を一覧にしたものです。1点目は先ほどご紹介した「(仮称)新宿メディアプラザ」という名称に反対するというご意見。9件ほどいただいています。修正前の素案の文言では、「正式な名称は別途、区民のご意見等を取り入れながら検討・決定していきます。」という表現でしたが「名称は、区民や利用者の意見を踏まえ、公募して決定していきます。」と、公募で決定していくことを鮮明にした形で修正しています。

2点目です。先ほどご紹介しませんでした、「多文化共生」という言葉に対するものです。素案の段階では「多文化が共生する地域」という言葉でした。これに対して、ご意見は「多文化共生」というのはその言葉5文字で公認された理念になっており、「多文化が共生」という表現は適切ではないというものでした。このご意見を踏まえて、「多文化共生の地域」と修正しました。

3点目は、地図をわかりやすくしてほしいというご意見です。「新中央図書館等基本計画」では、わかりやすいものに差し替えました。

また、先ほどのパブリック・コメント集計表をご覧くださいなのですが、パブリック・コメントでご意見をいただいた方40名のうち、28名の方のご意見が地域館の配置について、この中央図書館の跡地に地域館を残して欲しいという趣旨でした。こちらについては、従来は「現中央図書館の跡地や「(仮称)新宿メディアプラザ」に隣接する地域を含め、新宿区全体における図書館の配置について検討していきます。」という表現でしたが、そこに「現中央図書館は、約40年もの長きにわたり、多くの方に利用されてきたことや、隣に地域図書館がないこと等の状況を踏まえ」という文章を追加しました。

その次の項目ですが、前回の運営協議会でいただいたご意見を踏まえて修正した箇所です。1点目ですが、「伝える」には、「保存していく、継承していく」という部分を打ち出した方がいいのではないかとのご意見でした。そこで、「収集・保存」という言葉を入れて、文言を整理しました。

2点目です。人材育成について書いてある部分ですが、「(仮称)新宿メディアプラザ」は「人と人とのやりとりや、つながりによって提供されるものがほとんどです。」という表現でした。前回、運営協議会委員から、「ほとんど」は言い過ぎであるとの指摘をいただきましたので、「人と人とのやりとりや、つながりによって提供されるものを基本としていま

す。」と、少し表現を柔らかくしました。

最後に、これもパブリック・コメントでいただいたご意見です。「地域資源」という言葉についてです。「地域資源等との連携・協力」という項目名にも使用していたところ、「地域資源」という言葉はわかりにくいというご指摘をいただいて、脚注を入れる等の工夫をしましたが、やはり直した方がいいのではないかと、最終的に教育委員会の方からご意見をいただき、「地域資源」という言葉はやめて、「地域で活動する多様な主体との連携・協力」という形に修正しています。

こういったところが、素案から計画に至るまでの修正点で、それを盛り込んだものが、お手元にある最終的な「新中央図書館等基本計画」です。

その後の経過を少し申し上げます。先月 5 日に、こちらの「新中央図書館等基本計画」を策定しました。11 月 14 日に新宿区の区長選挙が行われました。現区長がマニフェストを区長選の中で発表して、その中で 70 の政策を訴えたのですが、38 番で新中央図書館について触れており、新中央図書館と落合地域図書館の整備を推進し、設計が 23 年度、開設が 28 年度というマニフェストになっています。またこれを受けて、新宿区議会第 4 回定例会が先月の末から開催されていますが、区長の所信表明のなかでも、新中央図書館の整備、落合図書館の整備を含めてという形で触れています。

平成 28 年度開設ということが今回初めて出ましたので、現場としてはこれに合わせて具体的なスケジュール、例えば建築工期はどのくらいか、設計がどのくらいかというような落とし込みの検討を始めているところです。また、落合地域図書館という言葉が初めて出ました。これを受けてやはり第 4 回定例会で、何名かの区議会議員から整備について質問をされました。落合地域図書館の整備については、「新中央図書館等基本計画」策定に当たり実施したパブリック・コメント、地域説明会でも中央図書館移転後に地域図書館を整備して欲しいとのご意見をいただいており、これらの意見を受けて、「新中央図書館の施設や設備についての検討と並行して、まずは現在の中央図書館の建物を地域図書館として活用できるかどうか、そういった検討から始めてまいります。」と答えています。今のところはこれが最新の状況です。以上、ご報告させていただきます。

【会長】

ありがとうございました。皆様から質問あるいはご意見など、自由にいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

今、平成 28 年度に開設するというお話がありましたが、この中央図書館のある地域の図書館整備も 28 年度までに行うという内容なのですか。

【事務局】

落合地域図書館については、中央図書館の跡地の話から始めるということですので、工事をするのであれば、中央図書館が移転してから始まるという形になると思います。

ただし、これから新中央図書館の施設や設備、いわゆるハード面の検討を始めるわけですが、それが終わってからこの土地を考えるのではなくて、当然同時に検討は進めて行きます。

【運協委員】

第2章、13ページですが、「地域で活動する多様な主体との連携・協力」の部分で、「新宿で活動する企業、法的機関や新宿で活動するNPO、企業、団体、個人などとの連携・協力を進めていきます。」とありますが、どういう団体に連携、協力を求めて行くのか、ある程度具体的なお考えはあるのでしょうか。

【事務局】

以前は「地域資源」と表現していましたが、新宿には色々な力を持った団体・企業もあれば、ボランティアグループの方たちもおられます。図書館サポーターの方には今でもご活躍いただいていますけれども、そういった方々の力をお借りしてやっていくというのが1つです。

それから、例えば「(仮称)新宿メディアプラザ」の建設予定地の割と近くにある、西早稲田の商店街との連携の模索についても少し始めております。また高田馬場にある点字図書館や、新宿には国際交流基金の図書館等、様々な施設や大学もあります。そのようなところと概括的に何か一緒にやってみようという話は、部分的にはしていますが、具体的な内容については、今後、オープンまでの間に詰めて行きたいと考えています。

【運協委員】

ありがとうございます。この、「地域で活動する多様な主体」を考えたときに、私の地域で数カ月前ですが、自治会が、その地域に住んでいらっしゃる証券アナリストの方を呼んで講演会をしました。かなりの方が集まって、色々な体験談や、その方がどういう活動をしていらっしゃるかのお話を聞き、いい試みだと思いました。そんなことも考えながら、中央図書館としての活動も考えていただけたらと思いました。

【会長】

他にはいかがでしょうか。

【運協委員】

今後、図書館はだいぶ変わって、現在は紙媒体で受け入れているものでも、電子媒体で入ってくるようになるものがあります。今描いている新宿の新中央図書館の構想というのは、平成28年には相当変わってくるのではないかと思います。

【事務局】

ご指摘の通り、電子書籍については、今年は特に「電子書籍元年」ということで大きな波がきております。新中央図書館等基本計画策定委員会でもこの点について議論したのですが、今後どうなるかはわからないということでした。

ただ、その時に1点議論があったのは、そういう新しいメディアが来ても公立図書館としての役割があるだろうということです。みんなが電子メディアを使いこなせるわけではない。今のインターネットを見ても全員が使いこなせるわけではないので、そういった方が情報にアクセスするための保障については、図書館として持っていなければならない。新しい技術がどんどん入ってきて、そういう保障のための環境を保つ役割は担っていきましょうという議論がありました。

それから、もう1つはおおざっぱな言い方ですけども、今後数十年この「(仮称) 新宿メディアプラザ」が当然使用されるわけで、その中では紙の資料、図書はなくならないだろうと思います。確かに、電子書籍の割合は多くなるかもしれませんが、紙の良さはやっぱりあるのではないかと。むしろ充実させていくべきだという話はさせていただいています。

【会長】

今のご意見ですけども、平成28年開館ということはあと5年あるわけですね。その5年間にどうなっていくかということをも明確に描ける人はいないと思います。

ただ、明らかにこれから始まる電子書籍の台頭があるだろうと。世界的にそうなおりますから、日本も影響を受けると思います。それに柔軟に対応できる、そういう施設でなければならないということが、基本的に踏まえられていけばいいのではないかと思います。今後のハード設計の時に十分にそういうものに対応できるようにするというを入れていただければと思います。

また、今後、どのくらい既存の紙媒体のものを保存していくかという問題も当然出てくると思います。新宿区の図書館が未来もそういうものを、ずっと全て保存していくかどうかということですが、やがて議論が出てくるとは思いますが、これは新宿に限らずにどこの図書館でも考えざるを得ない。そういう時期になって来るのではないかと思います。

【運協委員】

今聞いていて思いましたが、ITに対応したスペースも取り入れる必要がありますね。今の古い施設はLANが引けないという問題が起きていますから。そういうものを踏まえた施設も必要ですし。

それから私たち子育て支援のグループから言えば、子どもを抱えたお母さんたちにとって、やはり人と人が出会って、そこでのつながりで膨らむものというの、提供し続ける必要があると思います。家で電子書籍を読んで終わりというわけではないので。そういう膨らみが出るような空間も考えていただけるといいと思ってお話を伺っていました。

【事務局】

こちらでもキーワードのうちの1つに「集う」を入れています。「集う」というのは、図書館に来ていただいて、人と人が触れ合う、資料と出会える他に、グループ同士でも人同士でも構わないのですが、そういったものを色濃く打ち出していく計画を考えています。ですので、当然ハードを検討するうえでもそういったものは念頭に置いていきます。

また、会長がおっしゃった、変化に対応できるようなもの、これからハードの検討に入っていく中で、キーワードは「可変性」といいますか、変化に対応できることが重要だと考えているところです。

【会長】

そのほかいかがでしょうか。パブリック・コメント等も見ていただいて、いろいろな質問、ご意見をいただければと思いますけれども。

【運協委員】

パブリック・コメントの中の修正箇所一覧表の中の上から2段目、「多文化共生」についての意見の趣旨がちょっとわからないのですが。

【事務局】

「多文化共生」という漢字5文字。この言葉はひと固まりとして流通している、人々に浸透している言葉であるというご意見だと認識しました。我々は「多文化が共生する地域」というように、この言葉を分解して、「が」を入れたのですが、これはご意見のとおりかと思ひ、そこは言葉を大事にしようということで修正しました。

【運協委員】

こちらの資料を拝見して、具体的にどのようなサービスが考えられるかということ、私なりにいろいろ考えてきました。

「集う」機会の1つとして、例えば学生（高校生以上）と小学生、中学生またはシニアの方々に学習の機会というのを作っていただけると、みんなが気軽に立ち寄れると思います。本を借りるだけではなくて、人と人が関わり合って学習を進めて行けたらいいと。図書館では調べ学習のお手伝いと言うことで、調べる学習コンクールも夏休みに行っていたのですが、その足掛かりとなるような機会があってもいいのかなと思ひました。

それから、学校に関するのですが、小学校には図書ボランティアがいて、区立図書館にもサポーターがいますが、その方たちのお互いの交流の場があって具体的にアドバイスをいただける機会があれば、と考えました。

【会長】

そういう学生によるボランティアは、益々これから盛んになると思います。学生ボランティアをやりたいという場所ですね。今後、その可能性はあるのではないかと思います。

【事務局】

はい。貴重なご意見だと思っています。今でも中央図書館にはサポーター交流コーナーがあって、ちょっとしたスペースとして活動にお使いいただいています。他の図書館でも、そういうコーナー、施設を設けているところもいくつか私も見学いたしました。そういうスペースを用意するのも必要かという印象を持っています。今後の参考にさせていただきますと思っています。

【会長】

現状はいかがでしょうか。学校に行っているボランティアの方と、図書館のサポーターとの交流はありますか。

【図書館委員】

今、正確なところは答えできませんが、図書館サポーターとして登録されている方と、学校の図書館ボランティアの方で重なっている方はあまりいないと思います。図書館サポーターと学校図書館ボランティアの交流についても、今ご指摘をいただいたので、図書館サポーターの全体の集まり等々で、団体の方には伝言しようと思います。

【会長】

今後そういうことも要望として挙げられると。

【運協委員】

中央図書館と学校図書館の連携はどのようになっていますか。

【図書館委員】

こども図書館のほうからは、平成 21 年度からこども図書館の司書 4 名を、新宿区立小学校・中学校に派遣しています。それが今一番大きな連携となっています。現在 28 の学校で活動しています。それ以外に学校図書館との連携では、団体貸出があります。学校図書館は、本の充実については、まだまだ不十分な点もあります。こども図書館には団体専用書がありますので、そこから効率的に 100 冊、150 冊、そういう単位で貸し出せるような制度を作っています。

特に 21 年度からは学校の先生が自分たちで本を選ばなくても、「こういったテーマの本について集めてください」という申込書をファックスでいただければ、図書館のほうで本を選んで車で学校へ配送するシステムができました。連携は強く行っています。

【運協委員】

学校図書館に関わる人と公共図書館の連携をもっと密にすればいいと思います。ファックスのやり取りだけではなく、会議もちゃんと開催しているのですね。

【図書館委員】

年 1 回、夏頃に、教育委員会事務局の教育指導課が開催しています。学校図書館を担当している先生が一同に集まって研修会を実施しています。その時、こども図書館からも出席して、区立図書館の利用等について説明を行っています。

【運協委員】

今学校のことが出たので、実態を申し上げますと、こども図書館から月 2 回、本校にも来ていただいて、大変助かっています。団体貸出も、例えば国語の「説明文の研究授業」で自動車関係の内容をやるとすると、以前は実際に図書館に行って図書を選ばなければならなかったのですが、今はファックスのやり取りで済み、非常に助かっています。加えて、本校はボランティアもいますし、区の予算で図書館スタッフに週 1 回は来ていただいており、それも非常に助かっています。

ただ、校長会としてはやはり常勤の司書教諭をお願いしたいとずっと言っているわけです。常勤の司書の先生がいれば、子どもは図書館に寄ってくると思います。学校現場としては更にお願ひしたいと思っています。

【運協委員】

新宿区の小中学校は、学校格差があるのではないかと思います。活発なところは、朝の読書活動など、割合活発です

全体的にかさ上げするというか、もう少し格差がないようにしていただきたいと思ひます。

【運協委員】

おっしゃる通りだと思います。ですから、やっぱり常勤の司書教諭を欲しいというのは

切なる願いです。学級担任が片手間でできる仕事ではないと思っています。

学校現場としては図書館ボランティアとか、保護者の方をお願いして週1回くらい来ていただき、整備や飾り付けや読み聞かせ等を盛んにやっています。これはほとんどの学校、特に小学校ではやっているのではないかと思います。

【図書館委員】

以前にも学校図書館の対応については、教育指導課長にも来ていただいて、学校図書館の現状も含めてお話をさせていただいたところです。

学校としてみれば、専任の司書教諭がない現状であり、図書館スタッフ等を中心に役割を果たしています。この現状を早く打開しようということで、教育委員会も対応を考えています。司書教諭を全てに配置することはお金もかかりますし、きちんとした体制も考えて行かなければなりません。

まずは図書館との連携ということで、21年度から4名、こども図書館の司書を学校図書館に派遣しています。この部分については先ほどもお話ししましたが、読書相談から本の紹介、レイアウト、除籍といったところも、従来十分でなかったのですが、各校に2週間に1回程度ですけれども、ほぼ1日行っています。学校についてはそういう体制は整っています。

ただ、あくまでも支援であって、実質的に学校が主体的に運営できるようにならないかということで、教育委員会の中でも今話し合っているところです。また、第二次実行計画を策定していく中で、学校図書館についてどうするのか。教育委員会全体で話しているところですので、よりよい方向に向けて、考えて行きたいと思っています。

【運協委員】

付け加えて。図書館司書を派遣して下さったり、団体貸出のシステムは揃って来たけれども、受け手の学校から言わせればやっぱり忙しいです。その中で、2週間に1回、1週間に1回、いろいろな人が来たとしても、教員は担任をもっていて授業もやっているわけです。そうすると空き時間がない日は全然打ち合わせができません。その中で、私たち校長としてはもっと活用したいと思い、1週間に1回でも2回でも図書の時間や読み聞かせの時間を設定していますが、なかなか難しいものがあります。だから、やっぱり図書の担当の先生がいつもいることは、とても大事だと思っています。図書館司書で、せっかくいい人が来ても、うまく活用できないというジレンマがあります。

【会長】

そういう学校図書館ならではの悩みがあると思います。新中央図書館の構想の中でどのようなことを考えられるのかというのはまた別途な議論が必要かもしれないと思います。

これは学校の現場と、学校図書館の現場と、公立図書館との話し合いが持たれないと、なかなかそういう考え方が行政に反映されないのではないかと思います。先ほどおっしゃっていた年に1度の研修会で、そういう議論はありますか。

【図書館委員】

今年8月に行われた研修会では、区立図書館にはこういう制度がありますという紹介を

しました。「こういう制度があるからぜひ利用してください。団体貸し出しも2種類あります。先生が実際に来て本を選ぶ制度もありますし、ファックスでこちらが揃う制度もあります。」と今のところその紹介をしているところです。

【会長】

それ以外に、例えば学校の現場からの質問とか議論というところにはなかなか発展しませんか。

【図書館委員】

図書館としてはそれ以外にも職場体験や職場見学を受け入れています。この前も小学2年生が学年単位で図書館見学しました。そういった、体験学習を積極的に受け入れるということは紹介させてもらっているところです。

【図書館委員】

あと補足させていただきますと、この司書の派遣は21年度から始まっていますが、1年経った段階で、現状がどうだったのか、これによってどういうサービスが行われて、どのような効果があったのかということ、中央図書館と、学校図書館、教育指導課と十分意見交換もしていますし、学校図書館をどうするのかということは教育委員会の中でも議論しています。

そういった中でも、学校の自主的な体制を強化できるように教育指導課長にも提案させていただきます。

【会長】

そのほかにも色々な意見があるとは思いますが、いかがでしょうか。このことについての議論、質疑、疑問とかご意見とかはありますか。

【運協委員】

地域の図書館、中央図書館の役割というところで、先ほどの「集う」というキーワードについて。ちょっと新聞で見ただけですが、小布施の図書館はまちづくりのなかの新しい図書館の構想で建っているそうです。そのなかで、空間の作り方とか大変参考になるのではないかと、そういう戦略的な事例というのをぜひ取り入れて行っていただきたいと思いました。

それからもう1点は、コンシェルジュについて。今回新中央図書館がどういう形態で運営されるのかわかりませんが、例えば指定管理者になった場合に、やっぱり目指すところが高度な専門性となった時に、その専門職としての趣旨をどういう形にするのか。ずっといてくれるのかと思いました。

先ほどのこども図書館の派遣に関しても、司書の方は非常勤です。やっぱり来ていただいた方たちも常勤にさせていただいて、もっと専門性を高めて安定した形にすることは重要ではないかと思えます。

保育園の例でいいますと、指定管理者になった場合に、その勤務条件で辞めて行く保育士さんが多いと聞いています。そういう専門性の切り売りではなくて、例え指定管理者になったとしても、区が指導性を発揮して持続していくことは大事だと思います。

【会長】

ありがとうございました。

【運協委員】

確かに、いわゆる図書館で専任の司書を置くことはだんだん少なくなっています。ただ、何十年勤めたからといって、ぬるま湯に浸かっているような状態であれば向上しません。それならば新陳代謝がある人間で、向上心を養ってもらう人間のほうが私はいいのではないかと考えています。

特に IT については技術的な要素があるので、そういうものをきちんと持った専門職を持つことが必要です。それには当然図書館でも、今まで以上に、研修等でサポートして行かなければならないと思います。

【会長】

今のご意見は大変実は深刻なことで、日本全国でぶつかっている問題だと思います。例えば、新宿区ではこの「新中央図書館等基本計画」で人を養成するというを明確に打ち出している所は評価できるのではないかと考えています。

以前も野田委員がおっしゃったように、これは区職員だけでなく、指定図書館の方たちも含めて養成するというは、非常に新しい考え方ではないかと考えています。これが基本構想としてできたら、この次の具体的なイメージとして、ハードだけではなく、そういう部分もぜひ明確にしていきたいと考えています。

横浜市で司書養成についての文章を独自に出していますが、横浜市も非常に苦しい人のやりくりをしており、その中でよくこの文章を作ったなと思いました。そういう司書を養成するというのも、ぜひ新宿区で立ち上げていただければ。我々も、協力できることは協力したいと考えています。

【図書館委員】

今回の、この基本計画の中で、特に人材の育成、活用の項目を作りました。新しい施設も大事ですが、そこを運営する職員の育成、人材の育成が大事だということで、今回書かせていただきました。

私共もありがたいことに、職員への研修や講座、こういった部分については、職員が積極的に参加できるように、予算も削られることなく、計上させていただいています。特に司書の資格を取りたい職員がいれば、年間3人ずつ資格を取得できるように予算を組んでいます。1人当たり10万円を超す予算で、それも2ヶ月を超える期間、その職員が司書講習に行けるように体制を組んでいます。

それから何よりも司書資格を持っているということだけではなく、その専門的な知識、中長期的な視野、総合性、こういったものが必要だろうということで、専門的な職員という位置づけで、「エキスパート職員」という制度を22年度から始めています。そういったところは、新しい図書館ができるまでもなく、できるところから速やかに実施していきたいと考えています。人材の育成活用プランを私共は一番大事なことでと考えています。こういったところは取り組めるところから取り組んでいきたいと考えています。

【会長】

あともう 1 つ、今日は報告事項があります。まだこの議論について、他にぜひというところがあれば出していただければと思います。

【運協委員】

「新中央図書館等基本計画」の中の 11 ページです。「伝える」の情報発信の具体的な案です。今は、図書館のご利用に関しては、図書館のホームページにアクセスすると情報が得られるようになっていきます。「(仮称) 新宿メディアプラザ」では、例えば図書カードにアドレスを登録して、そこに「(仮称) 新宿メディアプラザ」のほうから、イベント企画や新刊案内等の情報を発信してはどうかと思います。

【事務局】

情報発信、交流をしていくことも、「新中央図書館等基本計画」で書かせていただいております。今後の予定ですが、今後ハードのほうの検討に入っていくことを先ほど申し上げましたけれども、会長からご指摘を受けました通り、ここに書いてあるソフト部分についても、まだ全体の概要しか記載していません。具体的に詰めていかなければならないと考えています。

その発信の部分の情報提供の仕方についても、具体的なことはこれからです。現在、メールで自動的に登録している人に、情報が送られてくるサービスが色々なところで行われています。検討の 1 つにさせていただきたいと思います。

また、新宿区全体でポータルサイトのサービスを始めています。ここが主になるのか、あるいは新宿区全体として、そこに「(仮称) 新宿メディアプラザ」の情報を提供していくような仕組みにするのか。そういった議論も必要なのかと思っています。

具体的な提案をたくさんいただいて、参考にさせていただきたいと思っています。

【会長】

他にはいかがでしょうか。今のご意見は非常にわかりやすいものだと思います。新宿区として、新宿区全体としてのサイトをつくるのか、図書館だけなのか。それはぜひ新宿区全体で議論していただければと思います。

新宿区で受けられるサービスが全部わかるというやり方も非常に重要だと思います。図書館だけで行うより、はるかに効率がいいこともありますので、ぜひそこも議論していただければと思います。

【運協委員】

シニアの人たちが今までせっかく何十年も培ってきたものを、若い人たちに伝える場がないと思います。若い人に聞きますと、一体自分が何に向いているのか、就活に向かって自分も自分がどんな仕事に就いていいのかわからないというような意見がずいぶんあります。せっかく色々な社会を見てきたシニアの人たちから、若い人たちに伝えることがあるのではないかと思います。特に、今、核家族化が進んで、そういうシニアの人たちが若い人たちに伝える場が少なくなってきました。それをボランティアという形で、図書館が組織として応援して、高齢者にとっても魅力ある図書館、そして若い人にとってもそこに行け

ば何かがあるというような需要がある図書館にしてほしいと思います。

【会長】

はい、ありがとうございます。

では意見を出していただいたので、次の議題に移ってよろしいでしょうか。次に議題といたしまして、鶴巻・西落合図書館の指定管理者の選定について、事務局から説明願います。

【事務局】

それでは、新宿区立鶴巻図書館・西落合図書館の指定管理者の選定について報告します。今回の指定管理者の選定につきましては、教育委員会、文教委員会での報告を経て、第4回区議会定例会において、指定管理者の指定の議決を得て最終的に決定します。

指定管理者になるべき団体については、鶴巻図書館が、株式会社図書館流通センター、西落合図書館が、紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体です。

選定経過については、募集期間が、平成22年7月15日から8月14日までです。募集周知のため、区のホームページ、図書館ホームページに7月15日から8月14日まで掲載しました。また、「広報しんじゅく」7月15日号にも掲載しました。

次に、最終的に申請書を提出した団体については、鶴巻図書館が3団体、西落合図書館が4団体です。指定管理者となるべき団体の候補団体を選定する選定委員会のメンバーについては、8名で構成されており、内訳は、学識経験者の方が2名、地域関係団体代表の方が2名、区立学校関係者が1名、公認会計士が1名、教育委員会職員が2名です。公認会計士については、申請団体の財務体質を調査し、選定委員会に報告する専門調査員としての役割も担っています。選定委員会の日程については、第1回の選定委員会を6月24日に開催しました。審査項目、審査基準、採点基準をこの日に決定しています。

第2回選定委員会は9月1日に開催し、この時に第一次審査（書類選考）を行いました。第3回選定委員会は9月9日に開催し、第二次審査（公開プレゼンテーション）を行いました。第4回選定委員会は9月10日に開催し、最終選考を行っています。

選定基準ですが、記載してある新宿区立図書館条例第9条の基準により、選定を行っています。

申請団体については、先に申し上げた通り、鶴巻図書館が3団体、西落合図書館が4団体ですが、2館への重複の申請があり、実質的な申請団体数は4団体となります。

続いて、第一次審査ですが、審査方法については、申請団体から提出されました書類に基づいて、鶴巻、西落合それぞれの指定図書館ごとに審査を行っています。評価の高い3団体を候補団体として選定しています。選定結果につきましては、団体名を伏せまして、事業計画書を元に選定委員8名が3つの審査項目について評価を行っています。

第一次審査（書類審査）については、①指定管理者としての基本理念②図書館サービスの質の確保と安定した管理運営を行うことができる能力及び実績③人員配置計画④収支計画及び経費削減の考え方⑤図書館サービスの提案の5項目について審査を行いました。第二次審査（公開プレゼンテーション）については、①指定管理者としての基本理念②図書

館サービスの提案③人材育成と雇用の安定④選定委員の意見の4項目について審査を行いました。

配点については一次が1280点、二次が800点。合わせて2080点です。この第一次審査と二次審査の点数を合計し、最も評価が高い団体を候補団体、次に評価が高い団体を次点の候補団体としています。第二次審査については、公開プレゼンテーションということで、公開の場で審査を行っています。

次に選定結果です。鶴巻図書館については、株式会社図書館流通センターが選定されており、図書館サービスについては、指定管理者として全国的な図書館運営実績や、グループ会社のノウハウを生かした事業提案を行いました。

第1に、地域に密着した図書館サービスとして、夏目漱石などゆかりの文学者の資料収集や展示を行います。また印刷会社や出版社と連携を図りながら、電子書籍など新しい方向について最新の話題をテーマにしたセミナーや講演会を実施します。さらに活版印刷体験など、地場産業である印刷について理解を深めるための事業を展開していきます。

第2に、幅広い年齢層の利用者の拡大を図ることを目的として、夏休みに本を10冊読んだ児童にトレーニングカードを配付します。また中高生から若い世代にはデザイン性の高い、しおりタイプの図書館案内を周辺店舗等に置くことで、利用者増を目指します。高齢者向けには落語会を開催するなど、各年代に図書館に足を運ぶきっかけをつくります。

第3に、地域の課題解決を支援するレファレンスサービスの向上に取り組みます。事業者が全国の受託図書館で蓄積したデータとノウハウを活用していきます。また児童を対象とした、資料や情報の調べ方「相談会」や、図書館を使った「調べる学習コンクール」の実施を通じ、「調べ学習」の支援を行っています。以上のような、企業の長年培われたノウハウ、ネットワークを生かした提案が評価されました。

次に、審査項目別審査結果を見ますと、第一次審査では、この団体については5項目中3項目で最も高い評価を受けており、合計得点でも申請団体中1位となっています。

第二次審査では別の申請団体にわずかに及ばなかったものの、図書館サービスの提案部分においては3団体中最も高く評価されており、一次審査と二次審査の総合計点では1位となり、この団体が最終的に選定されました。

次に西落合図書館です。こちらは紀伊國屋書店・ヴィアックス・不二興産共同事業体が選定されています。図書館サービスの提案については、閑静な住宅街に位置する、区民に最も身近な情報拠点を構築するとして、様々なサービス提案をしました。

まず第1に、地域に密着した新しい図書館サービスです。落合地区が明治文化村から発展した地域であることを捉えた「新宿ゆかりの文豪展」など企画展示の開催や、小さな子どもが多いという地域の特性に合わせた親子向けイベントの充実など、地域の特性を踏まえたきめ細かい事業を展開していきます。

第2に利用者の拡大を図るための取り組みです。書店の「魅せる棚づくり」の手法を取り入れ、展示方法の工夫によって貸出・予約の増加を図るとともに、地元中学生の職場体験に大型書店での選書体験を織り込んで実施するなど、書店経営という代表企業の特徴を

生かした事業を展開していきます。

第3にレフェラルサービスの充実に向けた施策です。「ご相談コーナー」の有用性を区民にアピールするために、身近な例を用い、図書館活用事例集を作成し、パンフレットとして常備します。また、利用者が印刷媒体の資料だけでなく、インターネットの情報資源も組み合わせて課題解決に役立ててもらえるよう、パソコンを使った「データベース活用セミナー」を開催して、利用者自身が様々な情報を使いこなせる力の向上を目指していきます。

以上のような、企業の特性を生かし地域の特色を捉えた提案が評価されました。

次に、審査項目別審査結果を見ますと、第一次審査の合計点では別の申請団体と4点差で2位となりましたが、項目別では、5項目中2項目が1位になっています。特に第4項目の収支計画および経費削減の考え方については、指定管理権の総額、人件費ともこちらの想定設定金額に最も近い額を示しており、高く評価されています。二次審査では先ほどお伝えしました、「図書館サービスの提案」が高く評価され、また、「選定委員意見」でも、構成がよく練られ、基本がしっかりしたプレゼンテーションであることや、地域に密着したサービス内容が多様で具体的な部分が高く評価され、4項目中3項目で最高得点になり、二次審査の合計点では1位でした。一次審査と二次審査の総合計点では1位となり、最終的にこの団体が選定されました。

以上、簡単ですがご報告とさせていただきます。

【会長】

今の報告で、何かご質問はありますか。

【運協委員】

指定管理者として選定された企業が提案しているサービスについては、実際できているのかどうかは確認するのですか。

【事務局】

毎年、その前年度に行った事業について事業評価を行いますので、提案されたサービスが実現できたかどうかについては、提出された事業計画書に基づいて確認していきます。

【運協委員】

ちょっと教えていただきたいのですが。以前から指定管理者制度を導入していますね。その時の報告書というのは、毎月報告書をもっているのですか。それとも1年分ですか。

【事務局】

毎月、図書館ごとに提出してもらっています。

【運協委員】

毎月、毎月提出されているわけですね。その書類を元に、各指定管理者の代表者と話し合うのは年1回ですか。

【図書館委員】

毎月、会議を実施しています。代表者との話し合いは特に規定しておらず、毎月というわけではありません。毎月の会議は、各指定管理者のエリアの代表の方と、指定図書館の

館長、中央図書館の担当者で行っています。

【会長】

契約は何年間ですか。

【事務局】

平成 23 年度～25 年度の 3 年間です。

【運協委員】

西落合図書館のサービスの提案の中で第 2 点目に、大型書店での選書体験と書いてありますが、これは選書ツアーということなののでしょうか。

【事務局】

地元の中学生を対象に、大型書店の店頭で、実際に本を見ながら、図書館に置いてほしい本を選ばせる体験をしています。実際の選書は図書館職員が行います。

【会長】

それでは時間となりました。意見がいろいろ出ましたが、これを生かして、新中央図書館のサービスに繋げていきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。